

中国における刑事附帯民事訴訟（1）

粟 津 光 世

目次

はじめに

ケース13件 ①～⑬

1. 刑事附帯民事訴訟
2. 訴提起の期間、方式、審理
3. 原告と被告の人的範囲
4. 請求の範囲一(特に慰謝料、謝罪、形成権) (以上本号)
5. 刑事附帯民事訴訟中の調停と量刑斟酌 (以下次号)
6. 無罪・免訴・公訴／自訴棄却と刑事附帯民事訴訟
7. 刑事の抗訴・上訴と附帯民事の上訴
8. 押収贓物の還付と刑事附帯民事訴訟
9. 自訴と刑事附帯民事訴訟
10. 検察院による刑事附帯民事訴訟
11. 中国の「刑事附帯民事訴訟」と日本の「犯罪被害者権利保護法」
12. まとめ

はじめに

中国には「刑事附帯民事訴訟」の制度が存在する。

これは刑事訴訟の手續において犯罪の被害者が被告人に対して損害賠償等の民事訴訟を提起し、同一の裁判官により刑事と民事が同時に審理され、刑事判決と民事判決が下される制度であり、中国では全刑事事件の約40%を占める。

さらに一定の犯罪について被害者自ら刑事訴追を提起し（自訴）、併せて刑事附帯民事訴訟を提起することもできる。

これらの制度は犯罪被害者が刑事訴訟に参加し、同時に損害賠償等の民

事訴訟を遂行することができるもので、日本でも脚光を浴びている。

本稿は、強盗傷害、殺人等のケース13件を取り上げ、中国の刑事附帯民事訴訟の解釈上の問題、日本法への示唆などを概観する。

ケース13件①～⑬

【①事件】

罪名：交通事故罪

公訴機関：河南省民権県人民検察院

法院：同県人民法院

附帯民事訴訟原告X：趙啓田（1950生、男、漢族、河南省民権県、被害者の夫）

同 被告Y：郭海亭（1971生、男、漢族、河南省新密市、加害運転手）

同 被告Z：郭海群（1965生、男、漢族、河南省新密市、Yの雇用者）

同 被告W：河南亞聯汽車運輸有限公司（車両の所有者）

判決日：2004年9月23日

（事件概要と判決）

- 1、公訴機関は「Yは、2004年5月23日に大型貨物トラックを運転して河南省民権県順河交差点を西から東に走行していたところ、路面左に寄り過ぎたため路端でスイカ販売をしていたXの妻某をはねて即死させた」として、相応の刑事処罰を求めた。
- 2、Xは刑事訴訟法77条にもとづき、附帯民事訴訟を提起し、請求の趣旨と請求の原因として「Xの妻某はYの運転する車両により轢断され死亡した。YはZに雇用され、Wは車両の所有者である。よって、Y、Z、Wは連帯して葬儀費、交通費、死亡賠償金、慰謝料の合計10万元を支払え」と請求し、さらに刑事被告人Yに対する情状意見として「命ぜられた賠償額を支払ったなら、Yの責任をこれ以上追及しない」と述

べた。

Yは「公訴事実に間違いはない。被害者の受けた損害を少しでも支払いたい。私は自首したし、一部の賠償金も払ったので、軽い処罰にして欲しい。もし刑事処罰を受けるのなら、慰謝料を払わない」と答弁し、Zは「ZがYに貨物運送をさせた途中の事故であることは認める。しかし全責任を負うことはなく、運転手Yと雇用者Zは責任を分担して負担すべきである」と答弁し、Wは「事故車両は、Zが割賦方式でWから購入し、代金完済までWが車両の所有権を留保しており、車両の運行によってWは何ら利益を受けていないから、事故による賠償責任を負わない」と答弁した。

3、法院は、次のとおり事実認定し判決を下した。

1. 事故車両はZがWから割賦支払で購入し、代金完済までWが車両の所有権を留保しているが、ZはYに1,000元の給与を支払って貨物運転させている。車両の各種手続費用はZが支払い、その支配管理もZが行い、Wは運行上の何の利益も得ていない。
2. Yが交通法規に違反して左側運行をして人を死亡させたことは、刑法133条の交通事故罪を構成するが、Yは事故後すぐに自首したので法律上減刑され、事実認否の態度も良く、かつ賠償金を一部支払ったから、情状酌量すべきである。
3. Zは、Yを雇用して車両を運転させたのであるから、Yと連帯して賠償責任を負う。
4. Wは、車両の運行によって何ら利益を得ていないのであるから、賠償責任を負わない。
5. Xの賠償請求のうち、葬儀費、死亡賠償金、交通費等は法律の規定に適合するが、慰謝料は法の根拠がないので認められない。
6. よって、刑法133条、67条1項、72条1項、73条2、3項、36条1項、刑事訴訟法77条1項、民法通則119条、最高人民法院「人身損害賠償事件に適用する法律問題の解釈」17条3項、27条、29条、9条1項、最高人民法院「割賦購入の車両で交通事故をしても所有権留保

売主は賠償責任を負わない」等の規定にもとづいて、次のとおり判決をする。

- 1) 被告 Y は、交通事故罪として懲役 2 年・執行猶予 3 年に処する。
- 2) 被告 Z と Y は連帯して原告 X に対して葬儀費 5,374 元、死亡賠償金 44,713 元、交通費 520 元、合計 50,608 元を支払え。
- 3) X の Y および Z に対するその余の請求は棄却する。
- 4) X の W に対する請求は棄却する。

(出典：最高人民法院応用法学研究所編『人民法院案例選・総 52 輯』人民法院出版社 2005 年 13 頁)

【②事件】

罪名：強盗傷害

公訴機関：広東省広州市東山区人民検察院（現、広州市越秀区人民検察院）

法院：同区人民法院

附帯民事訴訟原告 X：張春蓮（女、漢族、中学教員退職後、人材訓練センターの英語教師）

同 被告 Y：李振甲（男、漢族、文化程度・小学卒）

同 被告 Z：広州市港聯長江物業管理有限公司

判決日：2005 年 3 月 16 日

（事件概略と判決）

- 1、Y は、2004 年 10 月 24 日午前 0 時頃、X の居住する広州市文徳路珠江園 18 棟の五階の窓から 505 号室に侵入し窃盗をしたところ、X がこれを発見し大声で叫んだので、Y は X の頭部と身体部分を手拳で強打して X の両側顔に硬膜下血腫等の重傷を負わせた。
- 2、X の請求：X は退職後、広州市人材訓練センターに英語教師として招聘され、毎日 6 時間 550 元、治療期間は 28 日として休業時間は 100 時間、毎日 6 時間授業として休業損害は 9,166 元になる。

Z は 2002 年 8 月から 2004 年 7 月まで本マンションの保安管理を請け

負い、Yを雇用しその保安職務に当たらせていたときの犯罪であるから、ZはYと連帯して賠償責任を負うべきである。

よってYとZに対して窃取金360元、医療費25,257元、入院中栄養費1,680元、入院看護費5,000元、交通費194元、休業補償29,975元、慰謝料50,000元、退院後の治療費・栄養費30,000元の総額142,466元の支払いを求める。

3、Yは「公訴事実についてはそのとおりであるが、YはZの被用者ではない」と答弁し、Zは「本件Yの行為の前である2004年7月末日にマンションの管理業務が終了しており、YはZの従業員ではないので、ZはYの行為に何ら関係はなく、Zは賠償責任を負わない」と答弁した。

4、広東省広州市東山区人民法院は、次のとおり事実認定し判決をした。

1、Yは、マンションに不法侵入し、発見されたとき暴力を働きXを殴打して重傷を負わせたので強盗罪に当たる。

Yは、Xに直接の損害を与え賠償責任を負う。Xの賠償請求のうち、医療費25,257元、入院栄養費等1,680元、交通費194元、付添看護費1,120元、休業補償9,166元の合計105,048元は認められるが、退院後の休業補償費、慰謝料、将来治療費・栄養費、窃取金の合計105,048元については、司法解釈が規定する「附帯民事訴訟では、犯罪により直接受けた侵害に限り、慰謝料と間接損害は含まない」に従い、これらは認められず、かつ退院後の労働能力不能による休業損害および窃取金については証拠がなく、これらは認められない。

2、Zに対する請求については、ZがYを雇用したことおよびZが保安業務中であったことの各証拠がなく、これは認められない。

3、よって、刑法263条（1）（5）項、56条、52条、53条、36条、民法通則119条の各規定にもとづいて、2005年3月16日、つぎのとおり判決をする。

1）被告Yは、強盗罪として懲役12年に処し、かつ2,000元の罰金を支払え、および政治権利を3年間剥奪する。

2）被告Yは、原告Xに対して、医療費、入院中栄養費、交通費、看

護費等合計37,418元を支払え。

3) XのYに対するその余の請求およびXのZに対する請求はこれを棄却する。

4) 押収した163元は賠償の一部としてXに支払え。

5、公訴機関とYは上訴しなかったが、Xは上記判決を不服として、広東省広州市中級人民法院に上訴した。

2審は、1審の付帯民事訴訟について法律上の手続違反があり判決に影響があるとして、刑事訴訟法191条5項により2005年6月15日、原判決を破棄して、附帯民事訴訟の部分を1審に差し戻した。

6、差し戻し後の広東省広州市越秀区人民法院（旧称：広東省広州市東山区人民法院）は、合議廷により刑事附帯民事訴訟について審理を開始した。

XはYおよびZに、強盗金額、医療費、栄養費、休業補償、交通費、慰謝料の総額134,403元の支払いを求めた。

同法院の認定した事実と決定は次のとおりである。

1. YがZの従業員かどうかに関する証拠が不足し、またYの行為は職務行為に属さずYの個人的な犯罪行為であることが明白である。

2. Zによるマンションの管理行為に過失があるかどうかは、本件犯罪とは直接の関係はない。したがってXがZを被告にしたのは刑事附帯民事訴訟の範囲に関する最高人民法院《关于刑事附帯民事訴訟範圍問題的規定》第1条の規定に適合しないから、2005年10月24日当院は決定により、XのZに対する附帯民事訴訟の請求を却下する。

7、Xはなお不服で、前項の却下決定に対して広州市中級人民法院に上訴した。

Yは「自分はZの従業員ではないが、判決に従って賠償したい」と述べ、Zは「YはZの従業員ではないから、Yの一切の行為はZに関係がなく、Zは何らの賠償責任を負わない」と述べた。

8、同院は、前項6の1、2と同様の理由により、刑事訴訟法193条、189条（一）により、2005年12月5日、上訴を棄却した。

（出典：最高人民法院応用法学研究所編『人民法院案例選・総53輯』
人民法院出版社2005年3輯22頁）

【③事件】

罪名：殺人

公訴機関：上海市人民検察院第二分院

法院：上海市第二中級人民法院

附帯民事訴訟原告X：斜夏英（1959年生、女、漢族、農民、死亡被害者の妻、住所：浙江省縉雲県壺鎮雲嶺村）

同 被告Y：張飛（1969年生、男、漢族、住所：安徽省潁上県紅星郷李橋村）

判決日：1999年6月15日

（事件概要と判決）

1、Yは、1998年10月8日午前2時40分頃、上海市嘉定区にある縉利銀飯店で飲酒したあと代金を支払わないので店主・周銀と争いになり、Yは所持した短刀で周銀の右胸部を刺し死亡させ、さらに店員・蔣美央の左肩と左胸を指し、店員・応美麗の左肩を刺し、逃走中に通行人の張雲龍の頭部を刺し、巡査・徐栄の左手を刺し、同日中に逮捕され、現に拘留されている。上海市人民検察院第二分院は、Yに対して殺人罪と傷害罪で上海市第二中級人民法院に公訴を提起し、原告XはYに対して、葬儀費3000元、交通費8,500元、遺骨埋葬費1,000元、その他合計8万円の支払いを求めるため刑事附帯民事訴訟を提起した。

これら刑民の事件を受理した法院は、合議廷により公開審理した。

2、Yは、殺人の故意を否認し、傷害罪は認めたらうで「周銀は争いの途中で店の引き出しからナイフを取り出して自分を刺そうとしたので、自分は正当防衛をするためにそのナイフを奪って周銀を刺し、さらに他の数人を刺した」と述べ、Yの弁護人もYには殺人の故意がなく、もともと

とYと周は面識がなく、殺人故意の動機もないと弁論した。

3、同法院は「Yが同店で飲酒して代金を支払わないので店主の周銀と争いになり、Yは所持していたナイフで周銀の右胸を刺し大出血と窒息で死亡させ、逃走中に4人をあいついで刺しそれぞれ傷害を負わせたと認定した。故意については、ナイフの所持と殺傷部位および殺傷後の逃走からして故意殺人に該当する」と認定し、Xの損害については「Yが周銀を殺害したことによりその家族であるXに葬儀費3,000元と交通費8,500元の支出をしたことは認められるが、遺骨埋葬費等の損害については証拠がなく認められない」とし、次のとおりの判決をした。

Yの行為は周銀に対しては殺人、他4人に対しては傷害の各罪に当たり、犯情は悪質である。またYの犯罪行為はXに損害を与えたから賠償をしなければならない。

よって刑法232条、234条1項、57条1項、69条、64条、36条、民法通則119条の各規定により、次のとおり判決主文を言い渡す。

- 1) 被告Yは、殺人につき死刑に処する。政治権利を終身剥奪する。
傷害につき、懲役3年に処す。
- 2) 被告Yは、原告Xに対して損害賠償として11,500元を本判決発効後ただちに支払え。
- 3) 犯罪供用物件のナイフ1振は、これを没収する。

(出典：最高人民法院刑事審判第一庭編『刑事審判参考』法律出版社
1999年3期(総3)91頁)

【④事件】

罪名：交通事故罪

公訴機関：宜昌市伍家崗区人民檢察院

法院：同区人民法院

附帯民事訴訟原告X：宜昌市救助管理センター

同 被告Y：卢明(運転手)

同 被告Z：彭乃鋼(車両所有者)

判決日：2006年11月3日調停成立

(事件概略と判決)

1、2006年6月6日夜8時頃、湖北省宜昌市伍家崗白沙路上でYが高速で運転する軽トラックが横断中の男に衝突し即死させた。

Yは飲酒運転で、その過失は明らかであるが、被害者の身分証はなく、携帯品等からも身元は判明しなかった。周囲の群衆も被害者の身元を知らず、男は付近を4ヶ月近く流浪していたという。

交通警察は、6月10日から《山峽晩報》で「尋ね人」の記事を掲載した。

6月23日、交通警察は《交通事故処理程序規定》41条3項にもとづいて被害者の男を葬儀館で火葬に付して遺骨を1年間保管する旨を公告したが、誰も遺骨を引き取りに来ず、身元の情報もなかった。

2、公安機関は8月2日に区の検察院に送致し、同検察院は検察委員会を招集して検討した結果、同検察院は同区の民政局に検察建議書を発し曰く「民政局と救助管理センターは原告として死者に代わって人民法院に損害賠償の民事訴訟を提起するよう建議する」と述べた。

9月28日、Xは律師を訴訟代理人として同区の人民検察院に「刑事附帯民事訴状」を提出した。訴状の内容は「Yと車両の所有者Zは連帯して死亡賠償金175,720元、葬儀費6,665元、合計182,386元を支払え」というものである。

3、2006年9月29日、同区の人民検察院はYの交通事故被疑事件について同区の人民法院に公訴を提起し、併せてXの附帯民事訴訟訴状を同法院に移送した。

同法院は、附帯民事訴訟状の受理に対しては内部で異論が存在したけれども、検察院が「附帯民事訴訟を支持する意見書」を添付したので、同法院はこれを受理する旨の決定をした。

しかし審理に入る前に同法院では、この附帯民事訴訟の扱いに兩種の意見があった。一つは「民法通則および司法解釈によれば、不法行為の死亡により賠償請求ができるのは、死亡者の近親者だけであり、他人は

請求ができない。Xは原告の適格がなく、これを許すと国家機関が一般の民事訴訟に介入することになる。違法として訴えは却下されなければならない」という意見であり、二つは「法には規定がないけれど、身元不明者の権利も保護されねばならないし、本件事故の加害者は真摯に賠償したいと考えているので、本件は調停の方法により賠償問題を解決すべきである」という意見である。

- 4、10月16日、同法院はこの刑事・民事について公開審理したところ、Yは「私は生活が苦しい、まもなく妻に子供が生まれる。私としては出稼ぎして少しでも賠償したい」と答弁した。

YとZは、10月27日に法院に書面で「総額6万円を支払う。うちYが2万円、Zが4万円とする。ZはYに求償しない」と述べ、4万円を法院に預けた。

- 5、法院は、Yの事故後の態度が良く、反省もしており、賠償金も提供したとして、懲役1年・執行猶予2年の刑を宣告した。

11月3日、法院の勧告によりX、Y、Zの間に次のとおり調停が成立した。

- 1) ZはXに賠償金として42,000円を支払うこととし、うち葬儀費用2,000円はすでに支払い、残額40,000円は調停調書の送達後に支払う。
- 2) YはXに賠償金として20,000円を調停調書の送達後に支払う。
- 3) ZはYに対して前項1の支払いによる求償権を放棄する。
- 4) Xは将来、身元不明者の親族が権利を主張して本件調停の結果に不服を述べたときは、法院は別個事件として処理する。

- 6、11月6日、YとZは60,000円を法院を通してXに支払った。裁判官はXに対してこの6万円を専用口座に預かり、《公証程序規則》53条によって5年後に使用できるが、公益事業に限り、将来もし死者の権利者が本件を知って調停の結果に不服であれば訴訟時効の範囲内で権利者は侵害者に対して賠償請求の権利を有すると告知した。

(出典：法制日報2006年11月2日、中国法院網 <http://www.chinacourt>.)

【⑤事件】

罪名：傷害致死

公訴機関：重慶市人民検察院第二分院

法院：重慶市第二中級法院

附帯民事訴訟原告X1：李渝琪（2004年生、女、漢族、被害者の子、出生地：湖北省当阳市、現住所：湖北省当阳市）

同 原告兼X1の法定代理人X2：楊飛艷（1981年生、女、漢族、被害者の妻）

X1・X2の訴訟代理人：鍾必超（48歳、男、民営企業主）

同 同 原告兼X1の法定代理人X2：楊飛艷（1981年生、女、漢族、被害者の妻）

同 原告X3：李大萃（1955年生、女、漢族、被害者の妻の母）

同 被告Y：彭虎（1984年生、男、漢族、農民、中学卒業程度）

判決日：2007年8月20日

（事件概略と判決）

1、2007年2月27日午後1時ごろ、李正国（男、32歳）が実兄とともにYの伯母に当たる何継英を訪れ姪が今どこで臨時工をしているかを問うたところ、李正国、何継英、何の子らと喧嘩になり双方が負傷した。

当日、Yが何継英を病院に連れて行ったとき、そこにいた李正国と言い争いになり、Yは所持していた果物ナイフで李正国の右腹股溝部を2回刺し、病院に搬送中に股動脈断裂等により死亡した。翌日Yは李正国の死亡を聞いて公安局派出所に自首した。

2、公訴機関は、法廷で傷害罪の証拠としてYの供述書、弁解書、証言書、現場検証調書、鑑定書、戸口証明書等を提出した。

Xら原告は、湖北省当阳市における賠償基準を適用して死亡賠償金として196,060元、X1の扶養費118,352元、X3の扶養費147,940元、葬儀費7,500元、交通費4,013元、休業補償2,500元、法事関係費750元、宿泊費1,500元、合計478,615元を請求した。

Yは「公訴事実に異議はない。自分は伯母と仲が良く、伯母が李正国に殴られたと思った。今では自分が間違っていたことがわかり、自首をしたので寛大な処分をしてほしい。Xの賠償請求に対しては、法にならなかった賠償をしたい」と答弁した。

- 3、法院は「傷害の事実について公訴機関の提出した証拠から真実であると認められる。Xの請求については、X2が被害者の妻であり、X1は被害者とX2との間の子であり、被害者およびX2は農村の住民であり、X2等が葬儀のために3,419円を支出したこと、事件後Yの親族がYに代わって賠償金24,000円を支払ったことの各事実は、当人らの法廷における供述および当人らの身分証明書、旅費証明書、葬儀代等の領収書等から認められる」とした。

さらに法院は犯罪事実について「Yはけんかが原因でナイフで被害者を刺し死亡させた、これは刑法234条2項の傷害罪に該当する。Yは自首したので減刑できる。さらに法廷で罪状を反省し、かつYの親族は被害者の親族に賠償金の一部を支払ったので、後悔ありとしてとして情状酌量をすることができる」と述べ、Xらの損害賠償請求について「YはXらの損害について賠償すべき責任を負うところ、Xらは被害者の住所地である湖北省当阳市における賠償基準を適用すべく《当阳市司法局坝陵司法所》が作成した証明書を証拠として提出した。しかしこの司法所は当農村居住者の平均収入を統計しこれを発表する権限はなく、この証明書は当地の農村居住者の平均純収入の証拠にはならず、当法院所在地の標準収入よりも高いという証明にならないと認められるので、本院は当院所在地である重慶市の賠償基準を適用する。被害者は結婚後岳母と同居していたが、その娘であるX2が健在な現在は岳母に対して法定の扶養義務はないので、Xらの本請求は理由がなく、これは認められない。法事等の費用は証拠がなく認められない。その他の請求のうち、死亡賠償金と被扶養者の将来の生活費は農村住民として農村住民の標準で算定することし、交通費は乗車券等から認められるが、葬儀期間中の休業補償および宿泊費は高すぎるので本院は実際の状況を斟酌して算定す

る」「以上総合すると、死亡賠償金は57,480元、葬儀費用9,607元、被扶養者生活費17,640元、葬儀関係交通費3,419元、休業補償300元、宿泊費300元、合計88,746元が相当である」と認定した。

法院は、Yの犯罪事実と情状およびXらの受けた損害にもとづき、刑法234条2項、55条1項、56条1項、67条1項、36条1項、民法通則119条、最高人民法院「人身損害賠償に関する解釈」17条3項、22条、27条、28条、29条を各適用して、次のとおりの判決主文を言い渡した。

- 1) 被告Yは、傷害罪として懲役14年に処し、政治権利を4年間剥奪する。
- 2) 被告YはXに88,746元を支払え。
- 3) Xらのその余の請求は棄却する。

(出典：中国法院網 <http://www.chinacourt.org/>・一審判決書2007年9月20日発布)

【⑥事件】

罪名：強盗傷害

公訴機関・法院：不明

附帯民事訴訟原告：X1、X2

同 被告：Y1、Y2、Y3

判決日：不明

(事件概略と判決)

1、1998年3月、未成年のY1は小刀を所持してX1の自宅に侵入して盗みをしようとしたが発見され、夫婦であるX1X2に重傷を負わせた。

Y1の刑事訴訟中に、X1X2はY1とその両親であるY2とY3を共同被告として、Xらの治療費、休業補償、後遺症補償等総額40万円の損害賠償を求めて刑事附帯民事訴訟を起こした。

2、法院は、Yらの支払い能力がまったくないのを考慮して、Yらが所有する古い家財であるテレビ、冷蔵庫、ソファー、扇風機などを賠償の代わりにXらに引き渡せとの判決を下した。

3、しかし2003年1月になって、Y2が1985年に締結した「山林植林請負契約」が当年になって契約満了となり、植樹を売却して8万元を取得したことが判明したのでXらは怒り、法院にY2に対して13万元の賠償請求をしたところ、法院はこれを容れ、Y2に5万元の支払いを命じた。(出典：最高人民法院民事第一庭編『民事審判指導與參考』法律出版社2006年第1集(総25)155頁)。

【⑦事件】

罪名：殺人

公訴機関：杭州市人民檢察院

法院：杭州市中級人民法院

附帯民事訴訟上訴人(原告) X1：張海全(1938生、男、農民、被害者の父)

同 X2：竇先貴(1940生、女、農民、被害者の母)

同 X3：曹家琮(1968生、女、農民、被害者の妻)

同 X4：張紅霞(1989生、女、農民、被害者の子)

原審被告Y1：王昭炳(1972生、男、農民、)

同 Y2：王興平(1963生、男、農民)

判決日：2007年6月5日

(事件概要と判決)

- 1、2006年7月29日午前6時ごろ、浙江省富陽市で臨時工をしていたY1は、同市の汽車駅付近でかねてより妻と不適切な交際をしていた張喜平を見つけ、二人は言い争いをし、その間にY1は兄のY2に電話し、Y2が現場に来た。Y2は張喜平の背後から衣服をつかんで所持していたナイフで同人の胸部、腰部、腿等数箇所を刺し、その場で同人を死亡させた。XらはY1、Y2に対して刑事附帯民事訴訟を提起して損害賠償を求めた。
- 2、原審は、Y1とY2を殺人とし、Y2を無期懲役、政治権利の終生剥奪、Y2を懲役1年、政治権利の1年剥奪にそれぞれ処し、賠償としてY1はXら4名に対して総額35,000元(うち10,000元は支払済み)を、

Y2 は同 4 名に対して総額15,000元（うち10,000元は支払済み）をそれぞれ連帯して支払えと判決をし、刑事判決は確定した。

3、Xら4名は上訴し、1）Yらは死亡賠償金および4名の扶養料を支払え、2）Yらの量刑は軽すぎもって重くせよ、と主張した。

4、2審は、つぎのとおり認定した。

Yらの殺人の事実は、証言、現場検証結果、凶器、血衣、法医学鑑定、DNA鑑定等から認められ、原審の認定事実は証拠十分である。Xらは上訴理由として扶養料を請求するが、被害者の妻であるX3は労働能力があるから扶養を要しないし、その余のXらの扶養料も原審で相当額の賠償が命ぜられておりその額は妥当であるので、上訴理由に当たらない。

XらはYらの量刑が軽すぎると述べるが、上訴は附帯民事訴訟の判決に対してだけで、刑事判決に対してはXらは上訴できず、刑事判決はすでに確定しているのであるから、Xらの量刑不当の主張は失当である。

よって、Xらの賠償額の増額主張は証拠がなく、原審の賠償額は妥当であるから、民事訴訟法153条1項（1）、刑法232条、民法通則119条、130条、最高人民法院司法解释「人身损害赔偿に関する解釈」1条の各規定により、次のとおり決定主文を言渡す：

Xらの上訴を棄却し、原判決を維持する。

（出典：中国法院網 <http://www.chinacourt.org/>・二審裁定書2007年9月21日発布）

【⑧事件】

罪名：傷害

公訴機関：河南省上蔡県人民検察院

法院：河南省駐馬店市中級人民法院

附帯民事訴訟上訴人（原審被告）Y：許兵権（1963生、男、農民）

原審附帯民事訴訟原告X：許領春（1961生、男、農民）

決定日：2002年11月15日

(事件概要と判決)

1、2002年5月18日午後8時ごろ、Yが交際していた人妻である同村のAの家へ行って話をしていたところへAの夫であるXが帰宅したので、YはA自宅内の別場所に隠れた。11時ごろAが便所に行ったときYは部屋に入りXの腹部をナイフで刺し、その後お互いにナイフを争奪し、YはXの頭部、両上肢、胸部を傷害した。

この負傷のため、Xは58日入院し、医療費9,249元、鑑定費350元、交通費240元等を支出し、刑事附带民事訴訟を提起した。

2、原審である上蔡县人民法院は、Yを傷害罪として懲役7年に処し、損害賠償としてXに11,364元を支払うよう民事判決をした。

3、Yは「事実誤認である。Xが先にナイフを構えたので、自分は正当防衛としてこれを取り上げてXを刺したのである」と主張し、刑民とも上訴した。

4、2審は、原審の事実認定は正しく、Yの上訴の理由はないとして、刑事訴訟法189条(1)により、Yの上訴を決定により棄却し、原判決を維持した。

(出典：中国法院網 <http://www.chinacourt.org/>・二審裁定書2003年7月8日発布)

【◎事件】

罪名：強盗傷害致死

公訴・抗訴機関：河南省西平県人民檢察院

法院：河南省駐馬店市中級人民法院

附带民事訴訟上訴人(原審原告)X：王貴花(62才、女、漢族、農民、
被害者の母)

原審被告Y1：朱小坡(1983年生、男、漢族、無職)

同 Y2：朱志剛(1981年生、男、農民)

同 Y3：呂自力(1984年生、男、回族、農民)

同 Y4: 李亜輝 (1976年生、男、回族、農民)

(事件概要と判決)

- 1、公訴機関は、Yら4名を趙宝軍に対する共謀による強盗致死罪で起訴し、Xは損害賠償の刑事附带民事訴訟を提起したが、原審である河南省西平県人民法院は、2002年10月25日にY3だけを強盗罪として懲役4年、罰金1,000元に処し、Y1、Y2、Y4については公訴事実が証拠上認められないとしていずれも無罪とし、Xらの賠償請求も証拠なしとして棄却した。
- 2、公訴機関は刑事判決に対して控訴し、Xらは附带民事判決に対して上訴した。

2審は、次のように問題点を指摘した。

- 1) 事件発覚の端緒になったY3は、本件を含む多数の強盗事件を自供したものの、捜査機関の裏付けによっても真実ではなく、同人の供述自体が信用できない。

また被告ら4人の供述と被害者らの供述とは、相互に矛盾する。例えば、a) 被害者A、Bはいずれも被告人らは2台の自転車に乗って犯行現場に来たと供述するが、Yら4人は等しく徒歩で現場に来たと述べ、b) 金品強奪の状況も被害者と被告らで一致しない、c) 犯行後の逃走方向も一致しない、d) 犯行後どの門から市街に入ったかも一致しない、e) 犯行後、Y1、Y2、Y3は甲店で皆でビデオを見たといい、Y4は乙店で皆とビデオを見たといい、e) 証人3人は、Y4を犯行現場で見えていないと述べている、などである。

したがって、被告ら4名の供述は本案の証拠にはできないし、証人らの供述も証拠にできない。被告らの強奪した物品と被害者を死亡させた凶器も存在しない。

以上のとおり、公訴事実にかかる「被告ら4人の環城乡王店村における趙宝軍に対する強盗殺人」は、証拠がない。

- 2) 被告Y3については、次の事実が認められる。

1999年5月19日夜、Y3は他2名とともに環城乡观音堂中学の便所

内で同校生徒Cを殴打して15元を強奪した。この事実は、Y3の供述、被害者Cの供述と一致するので認められる。

1998年12月中旬昼頃、前記学校の生徒Dから借金を名目に100元を交付させた。しかしこの事実は、被害者Dの供述とY3の供述は一致するが、いずれも借金名目の金銭交付であるから、暴力や威嚇を伴っておらず、強盗には該当しない。

1998年12月13日にY3は、前記学校の生徒Eを殴打して47元を奪って逃走し、さらにその後同校西側で生徒Fの行く手を遮ってFから16元を奪った。これらは証拠上認められる。

- 3) 最高人民法院「未成年刑事被告人の審理上の規定」に従って、Y3の生活環境等を審理することとし、原审によると、Y3は幼少時に父を亡くし、母は再婚し、自分は祖父母に育てられ、性格は内向性で、小学校もろくに行かず卒業せず、付近の不良と交わり悪事を働き入獄したが、出所後は少し改善したので、情状がある。
- 3、2審の事実認定と判決は次のとおりである。

- 1) Y3は、年齢、家庭環境等から軽い刑が相当である。
- 2) 被告4名の公安局での供述と被害者、証人の供述と相互に矛盾し、現場の状況も齟齬する。

しかも4被告は捜査機関において原供述を翻しており、検察院は2審でこれらの矛盾を排除するに足りる証拠を提出していない。

- 3) よって検察院による控訴および附帯民事訴訟原告による上訴は、いずれもその事実が認められないから、原审の事実誤認はない。

原审の事実認定とY3に対する量刑は適当であり、手続適法であるので、本件公訴にかかる事実は、証拠がないので、控訴および上訴は理由がない。

- 4) よって、刑事訴訟法189条（1）により、次のとおり決定する。

本件控訴および上訴を棄却し、原审判決を維持する。

(出典：中国法院網 <http://www.chinacourt.org/>・二審裁定書2003年7月8日発布)

【⑩事件】

罪名：傷害

自訴人兼附帯民事訴訟告X：謝值堂

被告人Y：鄧開杰

法院：四川省古藺县人民法院

判決日：2007年4月27日調停成立

(事件概要と判決)

1、2004年3月18日、Xが飼育する鶏一羽がYの庭のエンドウ豆を食べたことに端を発してXとYは喧嘩となり、双方は罵り合った。翌日午前、XとYは些細な事から殴り合いの喧嘩となり、このときYは菜切り包丁でXの身体3箇所を切りつけ、右頸部骨折、全身軟組織傷を負わせ、Xは医療費1,800元を支出した。

Xは、同年10月14日に精密診断の鑑定を依頼し、鑑定費300元を支出し、直ちにYを自訴しようと考えたが、Yは外地に出稼ぎに行ったのでできなかった。

Yが帰村したので、Xは傷害罪で自訴し、同時に賠償を求めて刑事附帯民事訴訟を提起した。公安局は2007年2月17日にYを逮捕した。

2、2007年4月25日、人民法院は公開審査し、Yが事実を全て認めたので、法院はXの同意のもとに調停を勧告し、Xは自訴を取下げ、Yは法廷で賠償として8,000元を支払って調停が成立した。法廷でXとYは握手して“我々は3年間も恨み合ったが、今日全ては解けた、仲良くやろう！”と話したという。

(出典：中国法院網 <http://www.chinacourt.org/>・刑事審判2007年4月29日)

【⑪事件】

罪名：森林窃盜

公訴機関兼刑事附帯民事訴訟原告：北倉区人民檢察院

被害者X：后所村

被告人Yら：郎啓兵、艾珍華、劉賢華、汜金明

法院：浙江省寧波北仑区人民法院

判決日：2006年1月11日

(事件概要と判決)

- 1、2005年9月、Yら4人は山で無断で樹木を伐採し木箱屋に売却したところで、派出所の警察官に捕まった。
- 2、北仑区人民法院は被害者である后所村に対して刑事附带民事诉讼を提起するかどうか催促し、不提起を確認した後に森林窃盗罪(刑法345条1項)で公訴提起し、同時に被害者のために刑事訴訟法77条2項にもとづき刑事附带民事诉讼を提起した。
- 3、2006年1月11日、同法院は次の判決を下した。
 - 1) 被告人4人は、森林窃盗罪として拘役4ヶ月20日、罰金1,000元に処する。
 - 2) 被告ら4人は共同して、后所村の山林の盗伐跡に本年4月10日前に樹木125本を植樹し、かつ生育率90%を保証し、3年間植林管理をせよ。

(出典：法制日報2006年2月22日)

【⑫事件】

罪名：職権濫用罪

公訴機関兼附带民事诉讼原告：江蘇省海安県検察院

被害者：海安県老坝港鎮人民政府

附带民事诉讼被告Y：盛栄(64歳、男)

法院：海安县人民法院

判決日：2007年11月2日

(事件概要と判決)

- 1、Yは江蘇省海安県老坝港鎮人民政府に属する財政所所長として農村経済発展のための資金融資である「支農周転金」の管理運営を担当していた。老坝港鎮は黄海に面する沿岸に位置し、ウナギとフグの養殖では全国第一の鎮である。

- 2、Yは資金の貸与先で従来から回収が遅滞していた發世特鱧業有限公司からさらに融資を懇願され、1998年初頭に同会社に万港養殖場を連帯保証人として60万元を追加融資した。その後同公司是30万元を返済したが、残余30万元を一向に返済せず、2000年には営業困難となり、2002年には営業を停止し、負債は2000万元に達し、2003年12月にはその全資産を借入金返済のために海安農業銀行に譲渡担保として移転し、さらにその後保証人である万港養殖場は資産全部を抵当権者である老坝港信用社に移転したので、ここにおいて30万元は回収不能になった。
- 3、Yは1999年に所長職を免職となり、同年11月には資金管理規定違反を理由に海安県党支部の紀律委員会から「留党察看処分」を受けた。Yは2003年に財政所を退職したが、2006年12月に逮捕された。
- 4、海安県検察院は、前記30万元の回収不能は刑法397条の職権乱用罪「国家機関の工作人員が職権を濫用しまたは職務をなおざりにして公共財産に重大な損害を与えたときは、3年以下の懲役に処する」に当たり、また30万元の回収不能は民法通則106条「公民が故意過失により国家財産を侵害したときは、民事責任を負う」に当たるとして、2007年9月22日、同検察院はYを職権濫用罪で起訴し、同時に国家を代表して刑事附帯民事訴訟を提起した。
- 5、海安県人民法院は、刑事・民事とも検察院の主張を認め、つぎのとおり判決をした。
- 1) 被告は、職権濫用罪として懲役6ヶ月に処する。
 - 2) 被告は原告に30万元を支払え。
- (出典：民主與法制2008年第1期・1月上半月20頁)

【⑬事件】

罪名：強姦致傷

公訴機関：深圳市検察院

附帯民事訴訟原告X：張某（26歳、女）

同 被告Y：劉某（30歳、男、オーストラリア国籍華人）

法院（附帯民事訴訟）：深圳市中級人民法院（1審）、広東省高級人民法院（2審）

同（一般民事訴訟）：深圳市羅湖区人民法院（1審）、同市中級人民法院（2審）

判決日（一般民事訴訟）：2002年12月6日原判決取消し、請求却下（事件概要と判決）

1、1998年8月、深圳市内の多国籍企業に勤務するXは英会話を学ぶために同市内の某英会話クラブに入会した。Xはここで知り合ったYと同年8月15日、一緒に食事をしたあと、Yが自宅マンションでオーストラリアの風景写真を見ようと誘うので、ついて行った。

マンションの客間で飲食をしたあと、XはYを寝室に強引に連れ込み、Xの衣類を強引に脱がせようとしたのでXが抵抗したが、Yが殴打し、脅かすので抵抗がかなわず、Yは寝室、客間、洗面所の三か所でXを強姦した。Xは翌日午前零時30分ごろ便所の電話から110番電話し、警官は直ちに現場急行し、Yを逮捕した。

2、Xは1999年9月、深圳市中級人民法院に刑事附帯民事訴訟を提起し、慰謝料10万ドルの支払い請求をした。

3、同法院は、Yを懲役12年に処したが、Xの請求については「慰謝料請求は、刑法77条の“物質的損害を受けたとき”に含まれない」として請求を棄却した。

Xは広東省高級人民法院に上訴したところ、同院は「慰謝料請求は、一般の民事訴訟を提起すべきである」と教示した。

4、Xは上記の教示に従い、同市羅湖区人民法院に45万ドルの慰謝料請求の訴えを起こした。

2001年1月11日、羅湖区人民法院は「Yの行為は、Xの生命健康権と貞操権に対する重大な不法行為にあたり、Xに生涯の精神苦痛を与え、かつXの社会的評価を著しく下げさせた」として8万円の慰謝料を命じる判決を下した。

この1審判決に対して、XとYがともに同市中級人民法院に上訴し

た。

同市中級人民法院は一年余の審理研究を経たのち、2002年12月6日に最高人民法院2002年7月11日「刑事被害者の慰謝料請求に関する回答」にもとづき、1審判決を取り消してXの慰謝料請求を却下した。

(出典：判解研究・2007年第5輯総37輯・人民法院出版社2007年115頁)

1. 刑事附帯民事訴訟

刑事附帯民事訴訟（または刑事附帯私訴）とは、起訴後の刑事事件について犯罪による被害者が原告となり刑事被告人を被告として損害賠償等の訴えを提起し、刑事事件と民事事件を同時進行させて刑事判決と民事判決を同時に行うものである。

この制度は各国で差異があるものの、一般的な長所としては、次の点があげられる⁽¹⁾。

- 1) 被害者にとって便利であり、訴訟費用がかからず、時間も節約できる。
- 2) 裁判所にとっては、同一の事実について刑事、民事の各判決で矛盾した認定を避けることができる。刑事と民事が別々で手続きが進行するよりも効率的で、訴訟コストが節約できる。

アジアでは現在のところ、中国と台湾で実施されている。中国では従来から刑事附帯民事訴訟の件数が多く、2005年から一段と増加傾向にある⁽²⁾。

中国で刑事附帯民事訴訟の利用が衰えないのは、簡便さに加え、訴訟費用と弁護士に関係がある。刑事附帯民事訴訟は訴訟費用が無料であり、さらに民事の請求原因事実の立証については、損害額の立証を除いて検察院が公訴事実を立証することにより原告は単にこれを援用することで大部分が充足され、弁護士を訴訟代理人に付けなくてもやっていけるからである。

①ないし⑫事件は、いずれも農村または鎮で起こった犯罪で、④事件以外は原告は弁護士を訴訟代理人に付けていない。このように刑事附帯民事訴訟は「弁護士なしで、訴訟費用が無料で、検察院と法院が万事よろしくやっ

てくれる便利な民事訴訟」と考えられてきた。

日本は、戦前にこの制度が存在したが（旧刑事訴訟法567～613条）、昭和23年にアメリカ型の新刑事訴訟法が制定されたことに伴い廃止された⁽³⁾。

★刑事訴訟法

第77条（被害者・検察院による刑事附帯民事訴訟）被害者は、被告人の犯罪行為によって物質的な損害を受けたときは、刑事訴訟の過程で附帯民事訴訟を提起することができる。

国家財産、集団財産が損害を受けたときは、人民検察院は公訴を提起したときに附帯民事訴訟を提起することができる。

人民法院は必要があれば、被告人の財産を封印または仮差押さえをすることができる。

第78条（並行審理）附帯民事訴訟は、刑事事件と並行して審理する。刑事事件の審理が著しく遅延するときに限り、刑事事件の審判の後に同一審判員により継続して附帯民事訴訟を審理する。

上記のとおり刑事附帯民事訴訟は、刑事訴訟法にわずか2か条あるだけで、具体的な手続の詳細はいくつかの司法解釈がこれを補充している。特に1998年6月「刑事訴訟法執行上の解釈」（以下、司法解釈《解釈》と略称⁽⁴⁾）と2000年12月「刑事附帯民事訴訟の範囲に関する規定」（以下、司法解釈《範囲》と略称⁽⁵⁾）が重要である。

台湾の刑事附帯民事訴訟は、刑事訴訟法487条から25か条もあり、比較的詳細な規定をしている⁽⁶⁾。

司法解釈《解釈》のうち、刑事附帯民事訴訟に関する箇所を次に掲げる。

★最高人民法院「刑事訴訟法執行上の解釈」

6、附帯民事訴訟

第84条（受理）人民法院は刑事事件を受理したときは、犯罪行為により物質的な損害を受けた被害者（公民、法人、その他の組織）、死亡した被害者の近

親族、行為無能力または制限行為無能力の被害者の法定代理人に対して附帯民事訴訟を提起する権利があることを告知することができる。

附帯民事訴訟を提起することができる者がその訴訟の権利を放棄するとき、これを許可し記録にとどめる。

第85条（国家・集団財産の損害）国家財産、集団財産が損害を受け、損害を受けた単位が附帯民事訴訟を提起しないときは、人民檢察院が公訴を提起し附帯民事訴訟を提起したときは、人民法院はこれを受理する。

第86条（被告人の範囲）附帯民事訴訟において法により賠償責任を負う者とは次の者をいう：

- （1）刑事被告人（公民、法人、その他の組織）および刑事訴追を受けていないその他の共犯。
- （2）未成年の刑事被告人の監護人
- （3）死刑の執行を受けた者の相続人
- （4）共同犯罪事件で、事件終結前に死亡した被告人の相続人。
- （5）刑事被告人の犯罪行為により法により民事賠償責任を負う単位または個人。

第87条（親族）附帯民事訴訟の成年被告人が賠償責任を負うとき、その親族が自発的に被告人に代わって賠償を負担するときは、これを許可する。

第88条（訴えの条件）附帯民事訴訟の訴えの条件は次のとおり：

- （1）附帯民事訴訟を提起する原告、法定代理人が法定の条件に適合すること。
- （2）被告人が特定されていること。
- （3）賠償請求の金額と請求の原因
- （4）被害者の物質的損害が被告人の犯罪行為に起因すること。
- （5）人民法院が附帯民事訴訟を受理する範囲であること。

第89条（提訴の時期）附帯民事訴訟は、刑事事件の起訴から第1審判決の宣告前までに提起しなければならない。

附帯民事訴訟を提起できる者が第1審判決の宣告前に訴えを提起しないときは、附帯民事訴訟を提起することはできない。ただし刑事判決後に別の民事訴訟を提起することは妨げない。

第90条（起訴前の賠償請求）捜査、予審、起訴審査の各段階で附帯民事訴訟を提起できる者が公安機関または人民檢察院に対して賠償請求をして公安機関または人民檢察院に記録されたときは、刑事事件が起訴されたときは人民法院は附帯民事訴訟としてこれを受理しなければならない。

人民検察院が調停を行い、当事者が合意に達し金銭が交付されたのちなおも被害者が法院に附帯民事訴訟を提起したときも、人民法院法院はこれを受理してもよい。

第91条（口頭の訴え）附帯民事訴訟を提起するには、一般には附帯民事訴訟状を提出する。訴状を書くことが困難なときは、口頭によって訴えをしてもよい。審判員は原告の口頭による訴訟請求を詳細に聞き取り、筆録し、原告に読み聞かせる。原告は誤りがないかを確認して署名または捺印をする。

第92条（訴状の受理）人民法院が附帯民事訴訟の訴状を受け取ったときは、これを審査し、7日以内に立件するかどうかを決定する。刑事訴訟法77条1、2項および本解釈88条に適合するときは、これを受理しなければならない。規定に適合しないときは、訴えを却下する。

第93条（送達）人民法院が附帯民事訴訟を受理したときは、5日以内に附帯民事訴訟の被告人に附帯民事訴訟の訴状の副本を送達し、または口頭による訴えの内容を速やかに附帯民事訴訟の被告人に通知し記録にとどめる。

被告人が未成年のときは、附帯民事訴訟の訴状副本はその法定代理人に送達し、または口頭の訴えの内容を法定代理人に通知する。

人民法院が附帯民事訴訟の訴状副本を送達するときは、刑事事件の審理の期限に従って被告人またはその法定代理人が民事答弁状を提出する期限を確定する。

第94条（主張・立証の責任）附帯民事訴訟の当事者は、自己の主張に対して証拠を提出する責任がある。

第95条（保全措置）人民法院は、附帯民事訴訟の審理に必要であれば、決定で被告人の財産を仮処分または仮差押さえすることができる。

第96条（調停）附帯民事訴訟案件を審理するとき、人民検察院が提訴した附帯民事訴訟を除くほか、調停をすることができる。調停は自発合法の基礎のうえに進行させる。調停が成立したときは、審判員は速やかに調停書を作成しなければならない。調停書は、当事者双方がこれを受領して署名してその効力が生じる。

調停が成立しその場で執行が完了したときは、調停書を作成しないことができ、この場合は、その旨を記録し、当事者双方と審判員および書記員が署名または記名捺印することにより法律効力が生じる。

第97条（調停の不成立）調停が成立せず、または当事者が調停書の受領前に翻意したときは、附帯民事訴訟は刑事訴訟と同時に判決をしなければならない。

第98条（原告の期日呼出）附帯民事訴訟の原告には、人民法院が呼び出状を発し、原告が正当な理由がなく出廷しないとき、または法廷の許可なく退廷したときは、訴えを取り下げたものと見なす。

第99条（手続遅延の措置）被害者が受けた物質的損害または被告人の賠償能力を確定することができないとき、および附帯民事訴訟の当事者がやむなく出廷できないときなどの案件については、刑事案件の審理の遅延を防ぐために、附帯民事訴訟は刑事案件の審判後に同一の審判組織で継続して審理する。審判を組織する審判員が継続して審理できないことが確実であるときは、その審判員を変更することができる。

第100条（法律の適用）人民法院は、附帯民事訴訟を審理するとき、刑法および刑事訴訟法を適用するほか、民法通則、民事訴訟法の関係規定を適用する。

第101条（無罪）人民法院は、公訴案件の被告人の行為が犯罪を構成しないときは、提起された附帯民事訴訟については、調停が成立しないときは、刑事と同時に附帯民事訴訟の判決をしなければならない。

第102条（訴訟費用）人民法院が審理する刑事附帯民事訴訟案件について訴訟費用を徴収しない。

註

(1) 王福華・李琦《刑事附帯民事訴訟制度與民事權利保護》中国法学2002年2期131頁。平井彦三郎『刑事訴訟法要論』松華堂書店・大正15年1013頁は「私ヲ公訴ニ附帯スルノ制ヲ設ケタルハ、公訴ノ事實ニ因リ私訴ノ當否ヲ判斷スルコトヲ得ヘク、勞勩ナクシテ民事訴訟ニ於ケルト同一ノ效果ヲ得セシメントスルニ在リ、更ニ換言スレハ原告カ民事上常ニ困難トスル請求原因ノ證明ニ付直ニ公訴ノ證據ヲ援用シ得ヘク、又裁判所ニ別段ノ手數ナキノ結果訴訟書類ニ印紙ノ貼用ヲ要セサルノ點ニ於テ其便多大ニシテ、苟モ裁判所カ私權ノ保護ヲ任務トスル限り、スル便宜ナル制ヲ禁スルノ理由毫モ存セサレハナリ」と述べ、板倉松太郎・中尾芳助『刑事訴訟法指歸』清水書店・昭和2年791頁は「一 公訴ニ於テハ私訴ノ訴訟材料ヲ私訴ニ於テハ公訴ノ訴訟材料ヲ利用スルノ益アリ 二 手續ノ重複ヲ避ケ審理ヲ簡便ナラシムルノ利アリ 三 訴訟主體ノ手數ヲ省キ訴訟費用ヲ減セシム 四 裁判ノ觸リ防キ裁判所ノ信用ヲ厚カラシムルノ好果ヲ來スモノナリ 公訴附帯ノ私訴制度ヲ刑事訴訟法中ニ設クル立法上ノ理由ハ即チ以上ノ利益ヲ實現セシメ以テ審判上好果ヲ來サシムトスルニ在リテ存ス」と述べる。なお団藤重光『新刑事訴訟法綱要（七訂版）』創文社・昭和48年3月604頁が「ちなみに旧法では、附帯手続として私訴の制度があった。これは公訴に附帯する民事訴訟で、犯罪の被

害者に簡易迅速な救済をあたえることによって、同時に「フェリがとくに強調したように」犯人に対して鎮圧的機能をもはたすのであった。新法では、公訴そのものがいちじるしく複雑な手続になったので、私訴の制度は廃止されたが、将来は、立法論としてなお研究に値する問題である。」と述べるのは、今日から見て卓見といわねばならない。刑事附带民事訴訟の短所については注(64)を参考されたい。

本文1)2)の理由のほかに、中国のテキストでは、3)犯罪に対する闘争を強化し、公訴機関の訴追をサポートし、群集への教育効果がある、4)刑事附带民事訴訟を提起することによって、犯罪行為に対する制裁になり、「罰すれば、賠償を求めない」「賠償すれば、罰せられない」という伝統思想を打ち破り、「罰せよ、さらに賠償もさせよ」の観念を普及することができ、群衆の犯罪観念の改革に役立つ、を挙げることが多い。同旨、王永臣・範春明『刑事附带民事訴訟與自訴案件の審判』中国法制出版社1995年17、18頁。

- (2) 毛立華・馮愛氷《刑事附带民事訴訟若干問題與对策—山東省法院刑事附带民事訴訟調研分析》人民司法2007年5期(上)46頁によると、同省の2004年の全刑事件37,081件のうち刑事附带民事訴訟は24.2%を占め、内訳は交通事故44.9%、傷害33.7%で、2005年は全41,686件のうち23.5%、2006年は全42,160件のうち22.4%という報告がある。これによると刑事附带民事訴訟は圧倒的に交通事故と傷害による被害者の被告人に対する損害賠償請求が多いことがわかる。

北京市第一中級人民法院刑一庭《關於刑事附带民事訴訟面臨的司法困境及其解決對策的調研報告》法律適用2007年7期77頁によると、北京市第一中級人民法院の刑事附带民事訴訟は2000年38.5%であったが2005年には66.4%に上昇した、これは2004年5月に人身に関する損害賠償の範囲・算定方法等について司法解釈が制定されたことが主な原因であると述べる。注(29)参照。

刑事附带民事訴訟の訴訟費用の無料は、制度の必然ではない。中国でも将来は制度自体は存続し、費用は有料化し、同時に法律援助条例にもとづき律師代理費についてリーガルエイドを積極的に行い、もって刑事附带民事訴訟の律師委任率を高め、訴訟進行を合理化・効率化することにより制度の長所が発揮されると考える。

- (3) フランス、イタリア、ドイツは現在もこの制度が存在する。刑事附带民事訴訟についてのフランス法、ドイツ法と日本の旧刑事訴訟法の比較については、樞見由美子「附带私訴」金沢法学第45巻2号(2003年3月)、川出敏裕「付帯私訴制度について」田宮裕博士追悼論集(下)・2003年信山社287頁、滝沢誠「附带私訴による被害者の損害回復」法学新報第107巻・9・10号・2001年)が詳細である。台湾の刑事附带民事訴訟法については、内海朋子・劉芳伶「中華民國(台湾)における附带民事訴訟制度」亜細亞法学41巻2号

- (2007.1) 185頁がある。
- (4) 最高人民法院1998.6.29《關於執行刑事訴訟法若干問題的解釋》法積〔1998〕23号。この司法解釈の前身は同院1994.3.21《關於審理刑事案件程序的具体規定》法發〔1994〕4号であり、刑事附帯民事訴訟に関する条項はほぼ同一である。
- (5) 最高人民法院2000.12.13《關於刑事附帯民事訴訟範圍問題的規定》法積〔2000〕47号。全文は、後記4を参照。
- (6) 台湾刑事訴訟法490条は「附帯民事訴訟については、刑事訴訟に特別の規定がない限り、刑事訴訟法の規定を準用する」と明記するが、大部分は民事訴訟法の規定を明文で準用している。中国の司法解釈《解釈》100条は「人民法院が附帯民事訴訟を審理するときは、刑法および刑事訴訟法のほか、民法通則、民事訴訟法の関係規定を適用しなければならない」とするが、期日・証人の呼出状の送達、証拠調べの方法など具体的な手続きについての条項に依るのか、やや不明確である。

2. 訴提起の期間、方式、審理

1. 訴えの時期

刑事附帯民事訴訟の訴えの期間制限については、司法解釈《解釈》89条は、刑事事件の起訴（公訴と自訴）から1審の判決までとする。日本旧刑訴訟法と台湾刑訴訟法の中間の長さであるが、中国では次項のとおり、捜査段階でも賠償等の請求ができるようになっているので、実質的な訴え提起の始期はきわめて早いといえるが、その終期も早いといわなければならない。⁽⁸⁾ 訴え提起の方式は、口頭でもよい。

附帯民事訴訟の提起は、人民法院への訴状提出または口頭による請求だけでなく、捜査段階においても公安や検察院は、被害者が告発、事情聴取、信訪・上訪などの機会に自ら賠償請求の意思を明確にしたときは、これを刑事記録に記載して、起訴したときに人民法院は刑事附帯民事訴訟の提起があったものとして受理しなければならない。この点は日本旧刑訴訟法と台湾刑訴訟法と大きく異なる。⁽⁹⁾

④事件は、検察院に事件が送致された段階でXの代理人弁護士から附帯民事訴訟の訴状が検察院に提出され、起訴とともにこの訴状が人民法院に

添付され、刑事附帯民事訴訟として受理したケースである。

司法解釈《解釈》90条2項は、刑事事件の起訴前に被害者と被疑者が賠償等について和解が成立しその履行が終えた場合でも、起訴後になお被害者は附帯民事訴訟が提起できるとする規定であるが、理解が困難である。例えば被害者は損害の一部について和解をしたが、その余について起訴後に提訴するというケースであろうと解する（建造物放火について、賠償については和解ができ、弁済を受けたが、謝罪、原状回復を求めて起訴後に附帯民事訴訟を起こしたい場合など）。

2. 財産保全と先予執行

財産保全、先予執行⁽¹⁰⁾もできる。

刑事訴訟法77条3項は人民法院は、財産保全ができると規定するが、当然の理を明らかにしたにすぎない。むしろ問題は、刑事起訴前に被害者が公安局や検察院に賠償の請求をし同時に財産保全を請求したとき、公安局や検察院は独自に保全の決定をして封印や仮差押えができるかであるが、人民法院しかできないと解する。⁽¹¹⁾

3. 不起訴

被害者が起訴前に公安局や検察院に賠償請求または附帯民事訴訟の意思を告知したが、不起訴または起訴猶予となったときは、公安局や検察院は調停を勧告し、調停が不調のときは、賠償等の記録を人民法院の民事庭に移送し一般の民事訴訟として扱うが、訴訟費用は無償とされる。⁽¹²⁾

4. 被告人の反訴

被告人は、被害者の刑事附帯民事訴訟に対して「反訴」⁽¹³⁾（民事訴訟法52条）ができるが、本案と密接に関係する請求に限られる。例としては、車両同士の衝突事故で、原告が自己車両の破損修理代と人身損害賠償を請求し、被告人が自己車両の破損修理代を反訴で請求するケースなどである。

5. 審理

審理については、司法解釈《解釈》94条は「附帯民事訴訟の当事者は、自己の主張に対して証拠を提出する責任がある⁽¹⁴⁾」とする。この趣旨は、一般民事訴訟（同法64条、司法解釈《民事訴訟の証拠に関する規定》2条）と同様に「主張・立証責任の原則」を定めたように解されるが、疑問がある。日本旧刑訴法と台湾刑訴法では、附帯民事訴訟の従属性から導かれるいくつかのルールがある⁽¹⁵⁾が、中国法の解釈としては、附帯民事訴訟の原告の主張の範囲内で原被告が立証していない事実であっても、法官は公訴機関が立証した事実については附帯民事訴訟の判決に引用できると解する。もっとも、公訴機関が収集した潤沢な証拠を原告が引用すれば足りるから、加害事実の立証は容易といえる。自訴プラス附帯民事訴訟の場合には、この境界がきわめて曖昧になり、原告は実質的に立証の責任を負う。

刑事事件の審理と平行して民事事件を審理するのが原則である。日本旧刑訴法と台湾刑訴法では附帯民訴の従属性が強く、ここでは刑事審理のあとでやっと民事事件を審理することになっている⁽¹⁶⁾。

注目すべきは、中国では1996年の刑事訴訟法改正のときに刑事事件において被害者自らまたはその家族・弁護士を訴訟代理人として法廷で尋問等ができる次の規定が日本に先駆けて明文化されたことである。

★刑事訴訟法

第40条（訴訟代理）公訴事件の被害者およびその法定代理人または近親属、附帯民事訴訟の当事者およびその法定代理人は、起訴後は訴訟代理人に委任できる。自訴事件の自訴人は、いつでも訴訟代理人に委任できる。

第155条（被告人質問）被害者、附帯民事訴訟原告と弁護士、訴訟代理人は、審判長の許可を得て被告人に質問ができる。

第156条（証人、鑑定人質問権）公訴人、当事者と弁護士、訴訟代理人は審判長の許可を得て証人、鑑定人に質問できる。

第160条（弁論、意見陳述）公訴人、当事者と弁護士、訴訟代理人は審判長の許可を得て、証拠と事件状況について意見を述べかつ相互に弁論ができる。

7. 判決

判決については、刑事と民事は同時になされるのが原則である。中国では同一の判決書に刑事・民事の主文と理由が記載されるが、日本旧刑訴法⁽¹⁷⁾では別々の判決書でなされていた。

註

- (7) 日本旧刑訴法568条は「1審の弁論終結まで」とし、台湾刑訴法488条は「2審の弁論終結まで」とするので、提訴期間としては、台湾、中国が長く、日本が最も短い。
- (8) 日本旧刑訴法582条と台湾刑訴法495条はいずれも「刑事の公判期日に法廷に来て口頭で賠償の請求をすれば足りる」と規定する。しかし公判前に口頭で捜査機関に賠償請求することはできない点が中国と異なる。
- (9) 台湾刑訴法488条は刑事起訴後に限定し、日本旧刑訴法568条は明文で予審中の提起を禁ずるので、中国の提訴の期間はきわめて緩やかだといえる。このことが中国で刑事附帯民事訴訟が増加する一因とされる。
- (10) [先予執行]とは、民事訴訟法97、98条により、賃金や扶養料を訴訟中に仮に支払わせる制度であり、日本の“仮払仮処分”(民事保全法23条②)に相当する。最高人民法院2000.11.20《關於審理刑事附帯民事訴訟案件有關問題的批復》法釈〔2000〕40号は「刑事附帯民事訴訟の当事者から先予執行の申請があったときは、人民法院は民事訴訟法97条にもとづいてその許否を決定せよ」としてこの適用を肯定した。実例としては、一家の支柱である父親を交通事故で亡くした妻、子が刑事附帯民事訴訟を提起し、被扶養権侵害による損害賠償を請求したとき、当面の生活費を先予執行で仮払いさせることなどである。
- (11) 陳光中『中国刑事訴訟程序研究』法律出版社1993年444頁は、「起訴前は公安局や検察院が保全の決定と執行をする」と述べるが、法的な根拠はなく、実例もない。もっとも起訴前に保全をした場合は、15日以内に本案を提起しなければならないが、この本案は刑事附帯民事訴訟を指すから、不起訴や起訴が遅滞するときは、保全を取り消すのかどうかの問題がある。なお、前掲・北京一中院《調研報告》79頁によると、2000年、2003年、2005年の調査年は財産保全、先予執行は1件もなかったと述べる。
- (12) 前掲・陳光中『研究』442頁。
- (13) 前掲・陳光中『研究』448頁。日本旧刑訴法は、570条(私訴判決は公訴判決で認めた事実によりなす)と589条(私訴が煩雑なときは、私訴を却下する)の趣旨により、「反訴」は当然に認められない。台湾刑訴法も500、570条

により反訴は認められない。

(14) 刑事訴訟と附帯民事訴訟の並行審理について、前掲・北京一中院《調研報告》79、80頁は「原告は訴訟費用が不要であることを奇貨として、巨額な賠償請求をすることが多く審理を難しくしている。また賠償を確実にするために被告人以外の単位や関係者を附帯民事訴訟の被告にし審理を長引かせたり、法院に証拠収集、技術鑑定、財産評価、外地への財産保全などを申請するために刑事事件の迅速な審理に影響を与える。特に、附帯民事訴訟で被告人に期日の通知をしても送達されず、または被告人が 出廷を拒絶すると民事事件の審理が進まず、刑事事件と分離して進行させると、今度は民事事件が渋滞し、かえって当事者の訴訟負担が重くなってしまう」「刑事と民事では調査の重点や証拠ルールなどが大きく異なる。例えば、刑事訴訟法160条により審判長の許可を得て当事者、弁護人、訴訟代理人は証拠と案件情況に対して意見を述べ、相互に弁論をすることができるので、実務では附帯民事訴訟の原告と訴訟代理人は法廷で刑事、民事のいずれにも必ず意見を述べ、特に刑事について検察員の公訴事実や冒頭陳述と異なる意見を述べることが多く、審理を煩雑にさせ遅延させる」などと刑民の並行審理の難しさを素直に述べる。

(15) 日本旧刑訴法586条と台湾刑訴法499条は「公訴ニ付取調ヘタル証拠ハ私訴ニ付取調ヘタルモノト看做ス」とし、また台湾刑訴法500条は「附帯民事訴訟の判決は、刑事訴訟の判決が認定した事実をもってその証拠となす」として刑事附帯民事訴訟の従属性を強調する。

小野清一郎『刑事訴訟法講義』有斐閣・昭和19年629頁は「民事訴訟法の意味における弁論主義・処分主義は刑事訴訟法に於ける職権主義によってある種の制限を受けなければならない。この点に私訴手続の法律的特殊性がある。裁判所は、原告の陳述に拘束せられることなく自由にその事実を認定することができる(587条)、同時に被告の自白にも拘束せられることなきものと解さねばならぬ」と述べる。

(16) 日本旧刑訴法583条と台湾刑訴法496条は「私訴ノ取調ハ公訴ノ審理ヲ終エタル後之ヲ為スヘシ」として附帯民事訴訟の審理は刑事の後回しにされる。しかも日本旧刑訴法589条は「数多ノ日時ヲ費ヤスニ非サレハ私訴ノ審判ヲ終結シ難キモノト認ムルトキハ決定ヲモッテ私訴ヲ却下スヘシ」のように刑事審理を優先する余り、煩雑な附帯民事訴訟は請求を却下できる。中国では却下はできず、後回しにするだけで、ここでも従属性は緩和されている。

(17) 黒瀬善治『實用刑事訴訟法』巖松堂書店・大正15年643頁。

3. 原告と被告の人的範囲

刑事訴訟法77条の規定からすると、刑事附帯民事訴訟の原告は「被害者」であり、被告は「刑事被告人」であることが明らかである。しかしこれら原被告の人的範囲は、大いに争われた。

1 原告の人的範囲として、「被害者」が犯罪行為により死亡した場合は、原告適格を有するのは死亡者の法定相続人または一定の親族に限るのか、その他利害関係を有する第三者をも含むか。

多数説は、原則として近親者または相続人に限り、その他の第三者が葬儀費用や治療費などを立替えたときは近親者・相続人に対して事務管理にもとづいて償還請求すれば足り、近親者・相続人がいないときに限りその第三者は付帯民事訴訟ができるという⁽¹⁸⁾。

しかし第一順位の相続人ではない近親者ができるかは問題がある。私見は、その近親者に固有の損失があれば提訴できると解する⁽¹⁹⁾。

また近親者または相続人が複数であれば、各自が単独でまたは共同で訴訟を提起できるが、犯罪行為により遺産が失われた場合は、相続割合に応じてしか請求できない。⑤⑦事件は、被害者が死亡してその相続人が共同して提起したケースであるが、金銭債権であるにもかかわらず、日本の判決のように原告一人ずつに金額を分割して給付を命ずることなく、単に「原告らに総額〇〇元を支払え」という曖昧な主文になっている。

③事件は、死亡被害者の妻だけが原告になっているが、その他の家族はどうしたのか不明である。

2 被告の人的範囲は、起訴された被告人に限るか

共犯のうち起訴されない者については、司法解釈《解釈》86条（1）に、被告人の使用人や監護人など民法上の責任を負う者については同《解釈》86条（2）（5）に、それぞれ明文で被告にすることができる⁽²¹⁾と規定している。

①②事件ではいずれも犯行者の雇主を附帯民事訴訟の被告に加え、連帯賠償責任を求めて⁽²²⁾いる。

3 犯罪行為者が死亡したときはどうなるか。

刑事附帯民事訴訟の提訴をしたのち刑事判決が出るまでに被告人が死亡したときは、刑事訴訟は終了し、附帯民事訴訟は一般民事訴訟に移行し、被告人の相続人によって民事訴訟が承継されると解する。この場合に当然に一般の民事訴訟に移送または移行するのか、あるいは原告の移送申し立てが要するのか疑問がある。もっとも一般の民事訴訟に移行した場合は、民事訴訟法107条により訴訟費用を納める必要があるので、原告の移送申立が必要だと解する。

4 特殊な問題として次のテーマがある。

- 1) 妻が夫から家庭暴力を受け、夫が傷害罪で起訴されたとき、妻は刑事附帯民事訴訟で賠償請求ができるか。

婚姻法46条は「家庭暴力は離婚後に賠償請求ができる」と規定したことから、婚姻継続中は配偶者に対して刑事附帯民事訴訟ができないとする解釈が有力である⁽²³⁾。

- 2) 死亡被害者または財産損失者に対して保険会社が生命保険金または財産保険金を支払ったとき、保険会社は保険代位（保険法45条）により加害者たる被告人に損害賠償債権を取得し、刑事附帯民事訴訟の原告になることができる⁽²⁴⁾。

- 3) 死亡被害者の身元が不明なとき、地元の民政局や流民救助センターは被害者に代わって刑事附帯民事訴訟が起こせるか。

私見は、これは「第三者の訴訟担当」であり、法律に明文がない以上否定されると解するが、中国の最近の論調として、民事訴訟法15条「国家機関は、被害者が提訴するのを支援できる」や、同法108条「本案と直接の利害関係を有すること」と「交通事故処理規則」などを根拠にして、民政局等は刑事附帯民事訴訟の原告になることができるとする説が多い。詳細は後記10を参考にされたい。

註

(18) 王俊民《附帯民事訴訟当事人範圍新問題探求》法学（2001年2期）22頁。

- (19) 方弋榮《論如何確定刑事附帶民事訴訟的主体資格和賠償範圍》中国法院網・刑事研究2007.9.7は、司法解釈《解釈》84条の「近親属」は第一順位の相続人とする。
- (20) 郝文軍《刑事附帶民事訴訟審判與執行問題》中国法院網・刑事研究2007.10.9は、被扶養者が複数いて、そのうちの一人だけが刑事附帶民事訴訟を起こしたときは、法院は被扶養者の全員に対して訴訟参加するよう催告し、参加しない者はその訴権を放棄したものと見なすと述べるが、複数の扶養請求権は明らかに「分割債務」であるから、強いて訴訟参加させる必要はなく、訴訟参加しないも者の訴権は奪われないと考える。
- (21) 前掲・王俊民22頁は、不起訴の理由により場合を分け、1) 犯罪容疑について証拠十分だが他の理由によって起訴しない場合は附帯起訴ができ、2) 証拠不十分による不起訴の場合は附帯起訴はできない、と述べる。
日本旧刑訴法567条「被告人」の解釈として、被告人以外の第三者は含まれないとされる。同旨、前掲・小野『講義』628頁。
- (22) 台湾刑訴法487条は「被告および民法により賠償責任を負う者に対して損害賠償請求ができる」と明記されているので、台湾では①事件、②事件とも被告の適格は当然に肯定される。
- (23) 張華・王偉《家庭暴力傷害案的被害人能否提起刑事附帶民事訴訟法》人民法院報（刑事審判）2007.10.10は、夫は妻に男友達がいると邪推して妻が就寝中に顔に火のついた布紙を投げつけて大やけどをさせた傷害罪事件で、妻は刑事附帶民事訴訟を提起して賠償請求ができるかというケースについて、この種の賠償請求は離婚請求と同時に行われなければならないから、刑事附帶民事訴訟の請求範囲に含まれないと述べる。
- (24) 前掲・陳光中『研究』408頁。
- (25) 《交通事故處理程序規定》41条3項が「身元不明の死者は市営葬儀場で火葬に付し、遺骨を1年間保管する」と規定することから、地元政府は死者と直接の利害関係を有し、原告資格があるという。

4. 請求の範囲—特に慰謝料、謝罪、形成権

中国の刑事附帶民事訴訟で最も争われたのは「刑事附帶民事訴訟の賠償は、慰謝料を含むか？」⁽²⁶⁾というテーマであった。特に殺人、傷害による被害者の精神上的苦痛は計り知れないので、その必要性は高い。

しかし、このテーマに関して最高人民法院は次に掲げる司法解釈《範圍》1条と雲南省高級人民法院に対する「回答」⁽²⁷⁾を発し、明文をもって慰

謝料を否定した。

★最高人民法院「刑事附帯民事訴訟の範囲に関する規定」

刑法36条、37条、64条および刑事訴訟法77条の規定にもとづき、ここに刑事附帯民事訴訟の範囲に関する問題について、以下のとおり規定する。

第1条（物質上の損害）犯罪により人身の権利が侵害され物質上の損害を受け、または犯罪分子によって財物が毀損し物質上の損害を受けたときは、附帯民事訴訟を提起することができる。

被害者が犯罪行為によって精神上の損害を受けたとして附帯民事訴訟を提起したときは、人民法院はこれを受理しない。

第2条（損害の可能性）被害者が犯罪行為によって損害を受けたとは、被害者が犯罪行為によって受けた実際の侵害と受ける可能性がある損害を含む。

第3条（執行の中止・終結）人民法院が附帯民事訴訟を審理し、その判決後に被告人には執行すべき財産がないことが判明したときは、決定により執行の中止または終結をする。

第4条（情状酌量）被告人が被害者に物質上の賠償をしたときは、人民法院は、刑について情状酌量をすることができる。

第5条（押収、追徴）犯罪分子が違法に被害者の財産を占有し、または処分して損害を与えたときは、人民法院は、押収〔追徴〕または価格追徴命令〔責命退賠〕ができる。押収、価格追徴の履行状況によって人民法院は刑について情状酌量ができる。

押収、価格追徴が損害を填補することができないとして被害者が人民法院に別の民事訴訟を提起したときは、これを受理する。

★最高人民法院「刑事被害者の慰謝料請求に関する回答」

雲南省高級人民法院あて：

貴院〔2001〕176号「人民法院は、刑事犯罪被害者が刑事附帯民事訴訟とは別に起こした慰謝料請求の民事訴訟を受理すべきか」の伺いを受領した。検討の結果、つぎのとおり回答する。

記

刑法36条、刑事訴訟法77条および当院の「刑事附帯民事訴訟の範囲に関する規定」1条2項にもとづき、刑事事件で被害者がその犯罪行為によって精神侵害を受けたとして附帯民事訴訟を提起し、または当該刑事訴訟が終結したのちに被害者が慰謝料請求の民事訴訟を提起したときは、人民法院はこれを受理しない。

刑事訴訟法77条は「物質的な損害を受けたとき」と規定していることと司法解釈《解釈》84条および司法解釈《範囲》1条で明文で慰謝料を否定し、さらに上記「回答」が附帯民事訴訟はもちろん、刑事事件が結審した後に一般の民事訴訟で慰謝料を請求することさえ否定した。このため裁判実務では、刑事附帯民事訴訟における慰謝料をことごとく否定してきた。

⑬事件は、上記「回答」にもとづいて、犯罪による被害者の慰謝料については、刑事附帯民事訴訟はもちろん、一般民事訴訟においてもこれを否定したケースである。しかしXの一般民事訴訟の提起は広東省高級人民法院の「慰謝料請求は、一般の民事訴訟を提起すべきである」との教示にもとづいてなされており（このように教示するのが当時の実務の主流であった）、余りにもXに酷な処理結果だといわねばならない。

しかし民法上は、1986年に制定された民法通則120条は人格権に対する不法行為による精神侵害による賠償を含むと解してきた⁽²⁸⁾。さらに2001年に慰謝料に関する次の司法解釈（以下、司法解釈《慰謝料》と略称）が制定され、原則的に慰謝料が認められた現在では、刑事附帯民事訴訟において「損害」とは慰謝料を含むと解さなければならない。

★最高人民法院「不法行為による慰謝料請求に関する解釈」

第1条（慰謝料） 自然人が次の人格権に違法な侵害を受け、人民法院に精神損害の賠償を請求したときは、これを受理する。

1. 生命権、健康権、身体権
2. 姓名権、肖像権、名誉権、榮譽権
3. 人格尊嚴権、人身自由権

刑事附帯民事訴訟では、損害賠償に限らず、物品の返還、原状回復⁽³⁰⁾、謝罪広告の請求もできるが、離婚⁽³¹⁾の請求や契約の取消し請求などの形成の訴えはできないとされる⁽³²⁾。

法院は、被告の賠償能力を斟酌して賠償額を減額して支払いを命ずることができるとの問題がある。

この問題について多くの法院は、刑法36条「情状にもとづき損害賠償を命じなければならない」の「情状」とは、被告の賠償能力を指すとし、さらに最高法院「刑事審判工作座談会紀要」⁽³³⁾を根拠にして、被告の賠償能力によって賠償額を減額してきた。⑥事件は、被告の家庭が貧しく賠償能力がないと認めて、被告らのテレビ等の家財をもって賠償せよとだけ判決したのである。しかし事件後5年たってYらに樹木伐採による収入があったことが判明し、Xらの再訴を容れた点は、一事不再理の原則に反すると考える。むしろ再審手続によるべきであった。

現在では刑事附帯民事訴訟において被告の賠償能力を斟酌して賠償額を決めることは、理論上も司法解釈《範囲》3条の趣旨からも否定されたと⁽³⁴⁾いわねばならない。

註

(26) 日本旧刑訴法では「損害ノ賠償贖物ノ返還」としていた。

日本で、強盗強姦殺人の被害者の父が刑事附帯民事私訴で慰謝料を請求したのに対して、原審は慰謝料は条文に含まれないとして棄却したが、大審院大正14年10月29日判決は「犯罪に因り生命を害せられたる者の父母、配偶者及び子は慰謝料の請求に付き公訴に附帯し公訴の被告人に対して私訴を提起することを得るものとす」として破棄差戻をした。大審院刑事判例集四巻632頁。

台湾刑事訴訟法487条2項は「請求の範囲は民法の規定による」とするの
で、民法で認められる物的・精神的の損害賠償のすべてが含まれる。

(27) 最高人民法院2002.7.15《關於人民法院是否受理刑事案件被告人提起精神損害賠償民事訴訟問題的批復》法釈[2002]17号。この「回答」は、雲南省高級人民法院の「伺い」に対する回答で、「伺い」のテーマである「刑事附帯民事訴訟とは別に提起した慰謝料請求の民事訴訟は受理できるか？」からすると、被害者は刑事附帯民事訴訟では慰謝料を請求しなかったところ、刑事判決後に制定された司法解釈《慰謝料》にヒントを得て、慰謝料だけを一般の民事訴訟で訴求したケースに対する回答と思われる。

しかし刑事附帯民事訴訟では物的損害だけを請求したので、この民事判決の既判力は物的損害しか及ばず、慰謝料は別個の訴訟物として、別の民事訴訟で請求できると解さなければならない。王福華・李王琦《刑事附帯民事訴訟與民事權利保護》中国法学2002年2期138頁も既判力の観点から後訴での慰謝料請求を認めるべきだとする。賈学勝《犯罪與精神損害—兼評全国首例強

《精神損害賠償案》判解研究2007年第5輯124頁は⑬事件のコメントで、「回答」は民法および慰謝料に関する司法解釈に明らかに違反しており、これを廃止すべきであると述べる。

なお上記の司法解釈《慰謝料》は慰謝料請求を認めながら、その第6条で「不法行為の訴訟中に慰謝料の請求をしないで、当該訴訟が終結してから別の訴訟を起こして慰謝料を請求しても人民法院はこれを受理しない」と規定して、慰謝料だけの後訴を認めない。これは物的損害と慰謝料を併せて一つの訴訟物と考えているのであろう。

- (28) 民法通则が制定されるまでは、中国は「精神賠償」については、精神を金銭で評価するという「資産家階級法学」の産物であり、「精神の金銭取引」として社会主義法制はこれを長らく否定してきた。民法通则120条は、中国で初めて精神賠償を明文化した条項といわれる。韓述之『社会科学・争鳴大系（政治学・法学卷）』上海人民出版社1991年405頁。楊立新主編『疑難民事糾紛司法对策（第三集）』吉林人民出版社1997年186頁。

前掲・北京一中院《調研報告》79頁によると、2005年の刑事附带民事訴訟の原告の3分の1は慰謝料を請求したが、法院はすべてこれを認めなかったと述べる。

- (29) 最高人民法院2001.3.8《關於確定民事侵權精神損害賠償責任若干問題的解釋》法積〔2001〕7号。

- (30) ⑬事件は、森林窃盜罪で地元の檢察院が被害者の村のために公訴提起ともに刑事附带民事訴訟を提起して植林等の原状回復を請求したケースである。同区では2006.1.1に同区の檢察院と人民法院が連合で「刑事附带民事公益訴訟暫行規定」を制定し、本ケースがその適用第一号である。

- (31) 通説・判例。同旨、前掲・毛立華《問題與对策》14頁。「謝罪」はやや疑問で慰謝料と似た問題があるが、刑法37条が「犯情が輕微で加罰性がないときは、説諭のうえ謝罪、賠償をさせることができる」と規定することから、刑事附带民事訴訟でも謝罪を含むと考える。

- (32) 民法上の形成権の行使として、離婚請求、詐欺取消し請求がある。例えば、詐欺により家屋を売却した売主は契約法54条2項により契約取消しを法院に請求できるので、被害者である売主が刑事附带民事訴訟において詐欺による契約の取消しと家屋の引渡しを請求できるか。陳光中主編『中国刑事訴訟程序研究』法律出版社1993年431、432頁は、離婚請求、詐欺取消しのいずれも刑事附带民事訴訟ではできないと述べる。私見は、離婚請求はできないが、契約取消しと原状回復の請求はできると解する。

刑事附带民事訴訟で離婚を請求したケースについては、最高人民法院1980.7.16《關於刑事附带民事訴訟問題的批復》は、夫の妻に対する虐待事件において1審が夫を刑法182条家族虐待罪として保護觀察〔管制〕1年に処

し、同時に妻の起こした刑事附帯民事訴訟の離婚請求を認容した判決に対して被告人が上訴したケースの伺いに対して、四川省高級人民法院宛に「刑事附帯民事訴訟については、物質上の損害賠償の民事訴訟に限られ、これをその他の民事訴訟に拡大してはならない」と指令した。

(33) 最高人民法院1999《关于全国法院維護農村穩定刑事審判工作座談會紀》

(34) 前掲・毛立華《問題與对策》14頁。